

令和 7 年度第 1 回立川市職員倫理審査会会議概要

開催日時	令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 2 時 00 分～午後 3 時 05 分	
開催場所	立川市役所 102 会議室	
次第	1 開会 2 委員紹介 3 会長及び副会長の選出 4 職員倫理審査会の運営について 5 審議 （１）前回審査会の概要等の確認について （２）報告書の審査について （３）コンプライアンスの取組について 6 その他	
出席者	委 員	中澤 さゆり委員（会長）、加畑 貴義委員、守屋 栄橘委員、伊藤 俊彦委員（副会長）、高橋 範充委員（順不同）
	事務局	浅見危機管理対策室長、庄司コンプライアンス推進課長、コンプライアンス推進課 2 名
会議資料	・資料 R7- 1 令和 7 年度立川市職員倫理審査会委員名簿 ・資料 R7- 2 立川市職員倫理条例 ・資料 R7- 3 立川市職員倫理規則 ・資料 R7- 4 職員倫理条例・規則ガイドブック ・資料 R7- 5 贈与等報告書 ・資料 R7- 6 コンプライアンスの取組について ・資料 R7- 7 立川市コンプライアンス行動規範 ・資料 R7- 8 立川市コンプライアンス推進行動計画 ・資料 R7- 9 立川市版内部統制制度の試行実施の状況について ・資料 R7-10 働きやすい職場環境づくりの取組について ・資料 R7-11 コンプライアンス通信 R6-7 号 ・資料 R7-12 コンプライアンス通信 R6-8 号	

会議要旨	
1 開会	
2 委員紹介	自己紹介
3 会長及び副会長の選出	会長：中澤委員、副会長：伊藤委員
4 職員倫理審査会の運営について	事務局より、審査会の運営方法と倫理条例の概要を説明
5（１）前回審査会の概要等の確認について	☐ 令和 6 年度第 4 回職員倫理審査会の会議概要及び会議録について内容を確認。 →修正なし。
（２）報告書の審査について	☐ 「贈与等報告書」 1 件について審議を行った。 ・市民が職員の応対へのお礼として後日菓子を持参した件→承認 ＜審査会意見＞ ＊贈与者は利害関係者にあらず、社会通念上、儀礼の範囲で公正な職務の遂行を妨げるものではない。もっとも、贈与を受けることはできない旨の掲示をして周知するといった対策をすること。

会議要旨	
(3) コンプライアンスの取組について	□事務局よりコンプライアンスの取組について以下の内容を報告 ・コンプライアンス・内部統制制度に係る庁内会議開催状況 (1) コンプライアンス・情報セキュリティ・内部統制合同部会 (2) コンプライアンス推進委員会 立川市コンプライアンス行動規範(案)等について 立川市版内部統制制度の試行実施の状況について 働きやすい職場環境づくりの取組について ・コンプライアンスに係る庁内周知 (1) コンプライアンス通信R6-7号 (2) コンプライアンス通信R6-8号 ・令和6年度危機事案の状況
6 その他	

令和 7 年度第 2 回立川市職員倫理審査会会議概要

開催日時	令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 3 時 00 分～午後 4 時 05 分	
開催場所	立川市役所 203 会議室	
次第	1 開会 2 前回審査会の概要等の確認について 3 報告書の審査について 4 コンプライアンスの取組について 5 その他	
出席者	委 員	中澤 さゆり委員（会長）、加畑 貴義委員、守屋 栄橘委員、伊藤 俊彦委員（副会長）、高橋 範充委員（順不同）
	事務局	浅見危機管理対策室長、庄司コンプライアンス推進課長、笹原人事課長、コンプライアンス推進課 2 名
会議資料	・ 資料 R7-13 贈与等報告書 ・ 資料 R7-14 コンプライアンスの取組について ・ 資料 R7-15 立川市カスタマー・ハラスメント対応マニュアル（概要版） ・ 資料 R7-16 服務規律の確保について（庁達第 2 号） ・ 資料 R7-17 コンプライアンス通信 R7-1 号 ・ 資料 R7-18 市主催・共催イベントにおける来賓のあいさつの対応について ・ 資料 R7-19 市民に対して行う謝罪の基本方針について ・ 資料 R7-20 個人で所有するスマートフォンの業務利用における留意点について ・ 資料 R7-21 自治体からの贈与のあり方について	

会議要旨	
1 開会	
2 前回審査会の概要等の確認について	令和 7 年度第 1 回職員倫理審査会の会議概要及び会議録について内容を確認。→修正なし。
3 報告書の審査について	☐ 「贈与等報告書」 1 件について審議を行った。 ・ 市民が相談の対応へのお礼として後日菓子を持参した件→承認 ＜審査会意見＞ ＊ 贈与者は利害関係者にあらず、社会通念上、儀礼の範囲で公正な職務の遂行を妨げるものではない。引き続き、贈与を受けることはできない旨の掲示をして周知するといった対策をすること。
4 コンプライアンスの取組について	☐ 事務局よりコンプライアンスの取組について以下の内容を報告 ・ コンプライアンスに係る庁内会議開催状況 （１）コンプライアンス推進部会 （２）コンプライアンス推進委員会 立川市カスタマー・ハラスメント対応マニュアル(案)について ・ コンプライアンスに係る庁内周知について （１）服務規律の確保について（庁達第 2 号） （２）コンプライアンス通信 R7-1 号 （３）市主催・共催イベントにおける来賓のあいさつの対応について （４）市民に対して行う謝罪の基本方針について （５）個人で所有するスマートフォンの業務利用における留意点について
5 その他	☐ 自治体職員からの贈与のあり方について、意見交換を行った。

令和 7 年度第 3 回立川市職員倫理審査会会議概要

開催日時	令和 7 年10月24日（金）午前10時30分～午前11時20分	
開催場所	立川市役所104会議室	
次第	1 開会 2 前回審査会の概要等の確認について 3 報告書の審査について 4 コンプライアンスの取組について 5 その他	
出席者	委 員	中澤 さゆり委員（会長）、加畑 貴義委員、守屋 栄橘委員、伊藤 俊彦委員（副会長）、高橋 範充委員（順不同）
	事務局	浅見危機管理対策室長、庄司コンプライアンス推進課長、笹原人事課長、コンプライアンス推進課 3 名
会議資料	・ 資料 R7-22 贈与等報告書 ・ 資料 R7-23 倫理審査案件報告書 ・ 資料 R7-24 コンプライアンス等の取組について ・ 資料 R7-25-1 立川市内部統制制度の試行実施について ・ 資料 R7-25-2 令和 6 年度立川市内部統制評価報告書（試行実施分） ・ 資料 R7-26 コンプライアンス通信 R7-2 号	

会議要旨	
1 開会	
2 前回審査会の概要等の確認について	令和 7 年度第 2 回職員倫理審査会の会議概要及び会議録について内容を確認。→修正なし。
3 報告書の審査について	☐ 「贈与等報告書」 1 件について審議を行った。 ・ 市民が相談の対応へのお礼として後日菓子を持参した件→承認 ＜審査会意見＞ ＊社会通念上、儀礼の範囲で公正な職務の遂行を妨げるものではない。 ☐ 「倫理審査案件報告書」 1 件について審議を行った。（非公開） ＜審査会意見＞ ＊市の対応は適切である。なお、本書類の審議がある場合には事前に一報が欲しい。
4 コンプライアンスの取組について	☐ 事務局よりコンプライアンスの取組について以下の内容を報告 ・ コンプライアンスに係る庁内会議開催状況 （１）コンプライアンス推進部会 （２）コンプライアンス推進委員会 立川市内部統制制度の試行実施について ・ コンプライアンスに係る庁内周知について （１）コンプライアンス通信R7-2号
5 その他	

令和 7 年度第 4 回立川市職員倫理審査会会議概要

開催日時	令和 8 年 1 月 22 日（木）午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分	
開催場所	立川市役所 202 会議室	
次第	1 開会 2 前回審査会の概要等の確認について 3 報告書の審査について 4 コンプライアンスの取組について 5 その他	
出席者	委 員	中澤 さゆり委員（会長）、加畑 貴義委員、守屋 栄橘委員、伊藤 俊彦委員（副会長）、高橋 範充委員（順不同）
	事務局	浅見危機管理対策室長、庄司コンプライアンス推進課長、コンプライアンス推進課 2 名
会議資料	・資料 R7-27 贈与等報告書 ・資料 R7-28 倫理審査案件報告書 ・資料 R7-29 倫理審査案件報告書 ・資料 R7-30 コンプライアンス等の取組について ・資料 R7-31-1 服務規律の確保について ・資料 R7-31-2 他自治体事例紹介 自転車の飲酒運転の末路 ・資料 R7-32 コンプライアンス通信 R7-3 号	

会議要旨	
1 開会	
2 前回審査会の概要等の確認について	令和 7 年度第 3 回職員倫理審査会の会議概要及び会議録について内容を確認。→修正なし。
3 報告書の審査について	☐ 「贈与等報告書」1 件について審議を行った。 ・学校給食共同調理場への視察に来訪された際に手土産を持参した件（慶尚南道教育庁）→承認 ＜審査会意見＞ ＊社会通念上、儀礼の範囲で公正な職務の遂行を妨げるものではない。 ☐ 「倫理審査案件報告書」2 件について審議を行った。（非公開） ＜審査会意見＞ ＊いずれも市の対応は適切である。もっとも、いずれも行為者が書面内容を反故にして同様の行為をした場合に、市としてどこまで対応するのか、丁寧な検討をお願いしたい。 対応経過を記録し、警察による関与があることで一定程度抑止効果が見込めるかもしれない。また、必要に応じて福祉の観点で適切な医療につなげることも考えられる。
4 コンプライアンスの取組について	☐ 事務局よりコンプライアンスの取組について以下の内容を報告 ・コンプライアンスに係る庁内周知について （１）服務規律の確保について（庁達第 4 号） （２）コンプライアンス通信 R7-3 号
5 その他	